

公衆浴場衛生管理運営要領(作成例)

1 施設一般

- (1) 施設の周囲は、毎日清掃し、清潔に保つ。
- (2) ねずみ、昆虫の発生、生息について1月に1回実施し、適切な防除措置を講じる。
- (3) 施設内各室の照明を十分確保する。(浴室、脱衣室、便所 150~300 ルクス、受付、下足場 300~700 ルクス、廊下 75~150 ルクスが望ましい。)
- (4) 脱衣室及び浴室は、脱衣または入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うものとする。(炭酸ガス濃度は、1500ppm 以下、一酸化炭素濃度は、10ppm 以下。)
- (5) 排水設備(排水溝、配水管、汚水ます、温水器(排湯熱交換器)等)は、適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保つものとする。
- (6) 便所は、毎日清掃し、清潔に保つものとする。

2 脱衣室

- (1) 脱衣所内で人が直接接触する床、壁、脱衣箱、体重計等は毎日清掃し、()日に1回消毒する。
- (2) 入浴者の心得を見やすいところに掲示する。

3 浴室

(1) 浴槽

ア 浴槽水は、毎日完全に換水する。ただし、循環ろ過器を使用している浴槽は、()日に1回完全に換水する。なお、入浴者が多い時などは、換水の間隔を必要に応じて短縮する。

イ 浴槽水中の遊離残留塩素は、濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから1.0ミリグラムまで保つとともに、測定結果を別紙1に定める「浴槽水の残留塩素濃度記録表」に記録し、その結果を測定した日から3年間保管する。

なお、入浴者が多い時は測定回数を必要に応じて増やすなどし、適切にその濃度を管理する。

(2) 洗い場

床、壁、洗い桶、腰掛け等は、毎日清掃し、()週に1回消毒する。

4 浴槽の付帯設備

- (1) 集毛器は、毎日点検し、定期的に清掃する。
- (2) ろ過器は、()日に1回、十分に洗浄またはろ材を交換するとともに、ろ過器および循環配管を消毒する。なお、入浴者が多い時は、洗浄またはろ材の交換、消毒の間隔を必要に応じて短縮する。
- (3) 塩素の消毒装置等の維持管理は、次により行う。
(液体塩素)
 - ア 液体タンクの量を毎日確認し、補給を怠らないようにする。
 - イ 注入弁は、毎日点検するとともに、適宜清掃を行い、目詰まりを起こさないようにする。
 - ウ 送液ポンプの作動状況を毎日確認する。
(固体塩素)

ア 溶解装置を使用する場合は、装置のパイプに詰まりがないことを毎日確認する。また、浴槽水の遊離残留塩素濃度を定期的に測定して、濃度が1リットル中 0.2 ミリグラムから 1.0 ミリグラムになるよう流量を調整する。

イ 溶解装置を使用しない場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を定期的に測定して、濃度が1リットル中 0.2 ミリグラムから 1.0 ミリグラムになるよう流量を調整する。

- (4) オーバーフロー回収槽の壁面の清掃および消毒を()日に1回行うとともに、湯水を塩素系薬剤で消毒する。
- (5) エアロゾルを発生させる装置の空気取り入れ口のフィルターは、定期的に点検し、適宜清掃を行う。

5 水質検査

(1) 検査回数

ア 年1回:水道水以外の原湯、原水、上がり用湯および上がり用水
:毎日完全に換水している浴槽水

イ 年2回:連日使用している浴槽水

ウ 年4回:浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合

(2) 検査項目

レジオネラ属菌、大腸菌群とする。

(3) 検査結果の写しの掲示

脱衣室その他入浴者が見やすい場所に検査結果の写しを掲示する。

(4) 検査結果の保管

検査の結果から3年間保管する。

6 衛生管理責任者の選任

- (1) 衛生管理責任者は、次の者を選任する。

衛生管理責任者名	
----------	--

- (2) 衛生管理責任者は、管理等の状況を別紙2に定める「衛生管理記録表」に記録し、記録の日から3年間保管する。

7 レジオネラ症感染事故発生時等の対応

施設利用者中にレジオネラ症またはその疑いのある患者が発生した場合は、衛生管理責任者は次の点に注意し、直ちに営業者および町に通報し、その指示に従う。

- (1) 浴槽、ろ過器等施設の現状を保持する。
- (2) 浴槽の使用を中止する。
- (3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。
- (4) 連絡先

ア 営業者(電話番号)

イ 北広島町役場 町民課環境管理室(電話番号 050-5812-1854)